

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 20 日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する外出自粛要請等について

九戸村新型インフルエンザ等対策本部
本部長 晴 山 裕 康 (公印省略)

令和 2 年 4 月 16 日、全国に緊急事態宣言が発令され、翌 17 日に岩手県知事から 5 月 6 日までの不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは極力避けるよう要請がありました。

上記の要請を踏まえ、当村の対策本部は、以下のとおり要請いたします。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、県をまたぐ移動を控えてください。
- ・ 他県からの来村・帰村の方は、来村・帰村後 2 週間の不要不急の外出を自粛していただくようお願いいたします。
- ・ やむを得ず外出する際や人との面会時には、必ずマスクの着用をお願いいたします。

転入等の必要な手続き等につきましては、来庁前に住民生活課窓口（0195-42-2111 内線 213）までご連絡をいただきますようお願いいたします。